

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 位置図(縮尺<u>5,000分の1以上2,500分の1以下</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 次条に規定する周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し(縮尺<u>3,000分の1以上1,500分の1以下</u>)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 土砂等の搬入経路図(縮尺<u>5万分の1以上2,500分の1以下</u>)</p> <p>(9) 現況平面図及び縦横断面図(縮尺<u>500分の1以上50分の1以下</u>)</p> <p>(10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図(縮尺<u>500分の1以上50分の1以下</u>)</p> <p>(11) 現況排水平面図及び縦横断面図(縮尺<u>500分の1以上50分の1以下</u>)</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 位置図(縮尺<u>2,500分の1以上</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 次条に規定する周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し(縮尺<u>1,500分の1</u>)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 土砂等の搬入経路図(縮尺<u>2,500分の1以上5万分の1以下</u>)</p> <p>(9) 現況平面図及び縦横断面図(縮尺<u>50分の1以上500分の1以下</u>)</p> <p>(10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図(縮尺<u>50分の1以上500分の1以下</u>)</p> <p>(11) 現況排水平面図及び縦横断面図(縮尺<u>50分の1以上500分の1以下</u>)</p>

(12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図 (縮尺 500分の1以上50分の1以下)

(13) 放流先水路流域図 (縮尺2, 500分の1) 及び断面図 (縮尺 250分の1以上100分の1以下)

(14) ~ (17)

2・3 略

(周辺関係者)

第4条 略

2 略

(1) 事業区域の境界線から300メートル以内の区域の居住者

(2)・(3) 略

別表第3 (第9条関係)

項目	構造上の基準
略	略
擁壁工	1 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u> (昭和37年政令第16号) <u>第8条から第12条までの規定に適合すること。</u> 2 擁壁を設置するときは、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。
略	略

(12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図 (縮尺 50分の1以上500分の1以下)

(13) 放流先水路流域図 (縮尺2, 500分の1) 及び断面図 (縮尺 100分の1以上250分の1以下)

(14) ~ (17)

2・3 略

(周辺関係者)

第4条 略

2 略

(1) 事業区域の境界線から300メートル以内の区域の土地所有者及び居住者

(2)・(3) 略

別表第3 (第9条関係)

項目	構造上の基準
略	略
擁壁工	1 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、 <u>宅地造成等規制法施行令</u> (昭和37年政令第16号) <u>第6条から第10条までの規定に適合すること。</u> 2 擁壁を設置するときは、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。
略	略

様式第6号（第5条関係）

別紙1のとおり

様式第22号（第18条関係）

別紙2のとおり

様式第23号（第18条関係）

別紙3のとおり

様式第6号（第5条関係）

別紙1のとおり

様式第22号（第18条関係）

別紙2のとおり

様式第23号（第18条関係）

別紙3のとおり